特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

萩市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、秘密保持に関する規定を契約に含め個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

山口県萩市長

公表日

令和8年11月19日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に対して児童手当を支給している。支給については、申請書を窓口や郵送のほか、サービス検索・電子申請機能を用いて申請書を受理、認定等審査を行い支給決定している。番号法においては第2条の表106の項に基づき、児童手当法による受給者の認定等審査、受給者・児童の管理、児童手当の支給に関する事務で個人番号を用いる。
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、口座管理システム、総合案内システム、総合照会システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
1. 児童手当受給者ファイル　2. 児童情報ファイル　3. 宛名基本ファイル　4. 口座情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項別表八十一の項 ・番号法第9条第1項別表一三五の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第44条 ・第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 （第2の表における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（42、125、141、161の項） （第2の表における情報提供の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市長村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （106の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・第19、40、44条、162条 ・160の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市福祉部子育て支援課 電話：0838-25-3536　fax：0838-25-3225 E-mail：kosodate@city.hagi.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市福祉部子育て支援課 電話：0838-25-3536　fax：0838-25-3225 E-mail：kosodate@city.hagi.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。 （住基ネット照会にマイナンバーを取得していない） また、児童手当支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及と本人情報のデータベース一致確認 ・特定個人情報の記載がある申請書の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみを提供を受けることとしている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年3月24日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年8月4日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属	子育て支援課長　佐々木弘美	子育て支援課長　横山　浩司	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　①部署	保健福祉部子育て支援課	福祉部子育て支援課	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市保健福祉部子育て支援課 電話：0838-25-3536　fax：0838-25-3225 E-mail：kosodate@city.hagi.lg.jp	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市福祉部子育て支援課 電話：0838-25-3536　fax：0838-25-3225 E-mail：kosodate@city.hagi.lg.jp	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市保健福祉部子育て支援課 電話：0838-25-3536　fax：0838-25-3225 E-mail：kosodate@city.hagi.lg.jp	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市福祉部子育て支援課 電話：0838-25-3536　fax：0838-25-3225 E-mail：kosodate@city.hagi.lg.jp	事後	
平成30年5月21日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	子育て支援課長　横山　浩司	子育て支援課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策	（新規）	評価書のとおり	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月1日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取扱う事務	児童手当法に基づき、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に対して児童手当・特例給付を支給している。番号法においては別表第一56の項に基づき、児童手当法による受給者の認定等審査、受給者・児童の管理、児童手当・特例給付の支給に関する事務で個人番号を用いる。	児童手当法に基づき、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に対して児童手当を支給している。番号法においては第2条の表106の項に基づき、児童手当法による受給者の認定等審査、受給者・児童の管理、児童手当の支給に関する事務で個人番号を用いる。	事後	
令和8年2月1日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表第一　56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項別表八十一の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第44条	事後	
令和8年2月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が 含まれる項（26、30、87の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は 特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの」が含まれる項 （74、75の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・第19、40、44条	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 （第2の表における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（42、125、141、161の項） （第2の表における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （106の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・第19、40、44条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か　②法令上の根拠	令和3年8月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年2月1日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年2月1日	Ⅳ　リスク対策　8. 人手を介在させる作業	新規	評価書のとおり	事後	
令和8年2月1日	Ⅳ　リスク対策　11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	評価書のとおり	事後	
令和8年11月11日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報を取り扱う事務　②事務の概要		追記	事後	
令和8年11月11日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報を取り扱う事務　③システム名称		サービス検索・電子申請機能	事後	
令和8年11月11日	Ⅰ関連情報　3. 個人番号の利用　法令上の根拠		追記	事後	
令和8年11月11日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠		追記	事後	